

平成22年10月21日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市まちづくり委員会

会 長 板 垣 久 彌

「地域のまちづくりを自治と協働により進める組織や活動、これらを促す施策のあり方について」・「市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について（市民局のにぎわいの再生について）」（答申）

平成22年6月3日付け2協働第148号により諮問のありました上記のことについて、本委員会で慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

はじめに

本委員会は、平成20年4月に施行された「京丹後市まちづくり基本条例」の基本理念に基づき、市民の市政への参加を促し、自治と協働によるまちづくりを市全域で推進するための施策について審議し、答申するために設置された。

平成22年6月3日に委員会が発足すると同時に、「地域のまちづくりを自治と協働により進める組織や活動、これらを促す施策のあり方について」・「市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について(市民局のにぎわいの再生について)」という二つの諮問を受けて以降、諮問の内容について皆が認識を共有するため、市長との直接対話の時間を持つとともに、全ての市民局を実際に見て回り改めて各市民局の特徴を肌で感じるような機会も設け、さらに、市内の特色ある代表的な地域づくりの取り組み事例(河辺地域づくり計画策定委員会の取り組み、常吉村営百貨店誕生のきっかけ、NPO法人「気張る!ふるさと丹後町」の取り組み、湊地区活性化協議会の取り組み)を報告いただき、情報を共有しながら慎重に審議を進めてきたところである。

その結果、特に留意すべき取り組み項目を中心に次のとおり意見をとりまとめたので答申する。

1 地域のまちづくりを自治と協働により進める組織や活動、これらを促す施策のあり方について

(1) 住民自治組織のあり方

今までの地域社会は、集落を単位として自治組織が形成され、住民皆が力を合わせることにより地域の課題を解決するコミュニティとして自立した活動が行われてきた。

しかしながら近年、自治会業務の多様化による事務の増加や住民の連帯感の希薄化などに伴い、自治組織への加入率の低下や役員のなり手不足、

活動の停滞等の問題が生じてきている。

高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境問題等において、もはや一つの集落では解決できないといった状況も生じつつある。

一方、どこの地域においても、一定の行政サービスが公平に受けられるような組織のあり方が求められる時代になっている。

このような中、例えば旧村単位、公民館活動単位の地域内で活動する自治会（区）を基盤に、地域で活動する様々な団体（ボランティア団体、婦人会、老人クラブ、NPO、PTA等）が連携・協力することで、地域が抱える様々な課題に対して「協働して」その解決を図っていくようなまちづくり組織（久美浜町の活性化協議会、大宮町の村づくり委員会、丹後町のNPO法人「気張る！ふるさと丹後町」等）が市内に現れつつあり、さらに市内全域に広がっていくことが自治と協働のまちづくりにとって重要である。

ただし、まちづくり組織については、基準となる地域の範囲や参加する様々な市民団体について、既存の組織を活かすことにより、一律に同じ形にこだわり、その形を行政が押し付けるのではなく地域の特色あるまちづくりを進めることが重要である。

（2）様々な市民活動団体の再生及び活性化

まちづくり組織が市内に広がっていくためには、地域で活動するボランティア団体、婦人会、老人クラブ、NPO、PTA等の個々の活動団体が活性化することが重要である。

既存の婦人会、老人クラブ等では役員のなり手が無いなどの理由から組織が弱体化しつつあるなか、何とか再生するためには人的、財政的な支援が必要である。

また、「市民活動に取り組みたい」という意思を持っている市民や市民団体に、その第一歩となる活動を始めるきっかけを提供し、その活動を後押しすることが重要である。

(3) 地域リーダーの育成

まちづくり組織の活動が盛んになり、その力を十分に発揮するためにはそこに参加し、担っていく人材の育成が最も重要である。

人材の育成には、ある程度の時間が必要であり、組織運営など活動の状況に応じて必要な力をつけることができる機会や場を充実し人材の育成に努めることが必要である。

自主的・自発的に行われる市民活動における人材の育成は、自己研鑽が原則であるが、市民活動の発展段階に応じ、体験機会の提供をはじめ多様な人材育成に対応するメニューの提供が必要である。

さらに、専門的知識や技術を要するボランティア人材の育成や、活動団体が自主的に行う人材育成を支援することも重要である。

(4) 地域づくりアドバイザー制度の検討

多様な市民活動の連携を広げていくためには、活動の担い手（地域リーダー）を発掘し、育成していくことが重要である。

地域の活動について、経験、知識等を持ち助言や指導できる市民を人材バンク等に登録し希望する団体などに派遣する制度を検討する必要がある。

さらに、登録された人材の交流ネットワークを構築する仕組みづくりも重要である。

(5) まちづくり組織を持続可能な活動団体にするために

まちづくり組織も理念の共有のみでは長続きせず、持続可能な活動団体となるための手段として、コミュニティビジネスにつなげる必要がある。

まちづくり組織が持続可能な団体として活動できない理由として①地域住民にコミュニティに対する関心が低い②コミュニティ活動に対して概念や理念だけで具体的な目標値がない③リーダーに対して金銭的評価が低いことが要因となり地域としてのモチベーションが低下していることなどがあげられる。

今後は、いかに多くの地域住民がコミュニティビジネスを地域の経済活

動として捉えていくかが重要である。

2 市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について（市民局のにぎわいの再生について）」

（1）「市民局のにぎわい」とは

今回の諮問である「市民局のにぎわい」とは、単に市民局に「大勢の市民が集うといったこと」のみをいっているのではない。

一つは、市民局のスペースの工夫、時間延長の工夫なども含めて、誰もが利用しやすく、わかりやすい窓口業務を行うことがにぎわいにつながる。

さらに、市民局のにぎわいに最も重要なことは、協働窓口として、地域の多様な課題、要望等をうまく吸収し、地域を中心に関係各課等の調整を行ない地域へ返すといった役割を十分に果たすことである。

地域づくりを担う様々な市民活動団体等が市民局を拠点として集い、地域活性化の活動拠点となることが最も大切な「市民局のにぎわい」につながるものである。

（2）市民局の市民活動団体等にかかれた環境づくりと空き部屋の活用

各市民局を見て回ると来客数の多いところ、少ないところ、スペースの広いところ、狭いところなど、それぞれ大きな違いがある。

各市民局が一律ではなく、それぞれの市民局毎に「市民活動団体等にかかれた市民局」となるような環境づくりが必要である。

また、「水と緑の里づくり支援員」や「地域おこし協力隊員」の方々が気軽に情報交換できるような、場所としての環境づくりが必要である。

現在、庁舎の空き部屋を利用し京丹後市社会福祉協議会、京丹後市シルバー人材センター、京丹後市総合サービス(株)、京丹後市保護司会、京丹後市女性センター等に貸し出している。

さらに各種団体への貸し出し等を進め、市民局が市民の様々な活動の拠点となる事務所としての役割を担うことの検討も必要である。

（3）市民局の権限を強化

市民局のにぎわいには、地域で活動する様々な市民活動団体の活性化が

かかせない。

市民局に行っても「お金がない」「責任がもてない」「すぐに結論が出ない」というのではなく、「こういった方法なら、わずかながら支援ができる」「やってみましょう」と言える予算と権限が市民局には必要である。

市民局ですぐに判断のできる「市民協働のまちづくり事業」の拡充のほか、地域住民からの協働による提案事業に迅速に対応できるよう市民局の権限を強化することが必要である。

(4) 市民局に必要な職員数の最低限の確保

市職員全体のスリム化に伴って市民局の職員数も大きく減らされてきた。

各市民局にそれぞれ総合窓口係、地域協働係をほぼ一律に配置するのではなく、それぞれの市民局の特色にあわせて配置することや、民間企業の状況を参考にするなどの検討も必要であるが、今後とも、市民の身近な窓口サービスの提供を行うとともに、市民と行政が協働して地域づくりを推進するという地域住民にとって、最も重要な役割を果たすために必要な職員数を最低限確保することは重要である。

(5) 市民活動支援窓口の設置（地域まちづくりサポーターの設置）

協働担当職員と一緒に地域づくりを推進するため、前述の地域づくりアドバイザー等、地域づくりのノウハウを持った民間の力をお借りし、協力いただくことが重要である。

このため、各市民局に、自治と協働のまちづくりに関する市民と行政の架け橋として自治会活動、市民活動を支援するための、民間人材とその支援窓口の設置が必要である。

支援窓口には、区長さん等、地区の役員経験の豊富な方など地域活動に長けた人材を市民局に配置していくことを基本に検討を進める必要がある。

(6) 市職員が積極的に地域に出向き、自治活動を支援する体制

地域住民にとってより身近な区事務所と市民局が連携を強化し、地域づくりを推進することが重要である。

また、地区の事務所が設置できる範囲での各区の連携を行政が支援する

ことも必要である。

さらに、市民局を拠点に市職員が、積極的に地域に出向き、地域の声を聴くとともに、地域づくり活動のための情報提供を行うなど自治活動への支援体制を「地域パートナーの取り組み」の拡充・発展を展望しながら加速させる必要がある。

今後に向けて

「地域のまちづくりを自治と協働により進める組織や活動」と「市民局のにぎわいの再生」は、ほとんどの部分でつながっている。

地域の自治と協働によるまちづくり活動が活性化することによって、市民局のにぎわいが再生するのである。

この答申の趣旨が今後の市政に反映されるとともに、今後も自治と協働のまちづくりがさらに進むことを期待するものである。

＜参 考＞

1. 京丹後市まちづくり委員会委員

| | |
|------|---------|
| 会 長 | 板 垣 久 彌 |
| 職務代理 | 西 村 恒 彦 |
| 委 員 | 岸 村 進 |
| | 森 米 子 |
| | 大 木 満 和 |
| | 芦 田 幸 夫 |
| | 谷 津 伸 幸 |
| | 佐々木 正二郎 |
| | 小 谷 幸市郎 |
| | 土 肥 靖 昌 |
| | 坪 倉 忠 世 |
| | 酒 井 良 則 |

2. 京丹後市まちづくり委員会の審議状況

○平成22年6月3日 第1回委員会

- ・「地域のまちづくりを自治と協働により進める組織や活動、これらを促す施策のあり方について」諮問
- ・「市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について（市民局のにぎわいの再生について）」諮問
- ・委員会の今後のスケジュール
- ・事例報告 など

○平成22年7月13日 第2回委員会

- ・諮問についての検討
- ・地域まちづくり協議会提言への対応状況について など

○平成22年8月24日 第3回委員会

- ・各市民局の状況視察 など

○平成22年8月30日 第4回委員会

- ・諮問についての検討 など

○平成22年10月 1日 第5回委員会

- ・答申（たたき台）について など

○平成22年10月21日 第6回委員会

- ・答申書の提出